

重要

被災した建物等の復旧・再建工事を請け負う中小・小規模事業者の皆さまへ

事業に必要な借入資金（つなぎ資金）の 利子相当額を支援します。

令和6年1月1日からの地震被害により被災した新潟市内の建物等の復旧・再建にかかる工事を請け負う中小・小規模事業者に対し、工事に必要な資金を金融機関から借入れた場合の利子相当額を支給します。

制度名

新潟市 被災建物等の復旧・再建事業者利子軽減事業補助金

対象者

- 以下のすべてを満たす中小・小規模事業者
1. 被災建物等の復旧・再建工事を請け負う者
 2. 市内の被災建物等の復旧・再建工事に必要な資金を確保するため、金融機関から償還期間1年以内の運転資金（つなぎ資金）を借り入れた者

支給金額

金融機関から借り入れたつなぎ資金にかかる利子相当額

○ 支給金額 = 借入金額 × 利率 × 借入日数 ÷ 365

- ※ 利率が1.55%を超える場合は、1.55%が上限
- ※ 千円未満の端数は切り捨て
- ※ 分割返済の場合は返済ごとに金額を算出

○ 支給上限 1事業者あたり50万円（貸付ごとの申請可）

受付期間

令和6年4月22日から令和7年2月28日まで（当日消印有効）

申込書提出先

裏面の提出書類や注意事項をご確認の上、ご提出ください（郵送又は持参）

〒951-8554

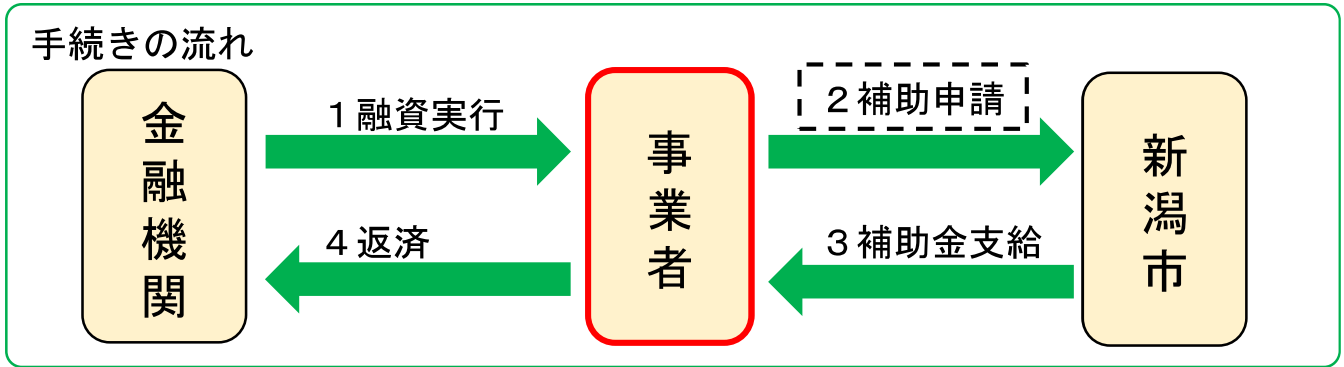
新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

新潟市経済部商業振興課 宛

お問合せ

新潟市経済部商業振興課 総務・制度融資グループへご連絡ください。

電話：025-226-1629 FAX：025-228-1611



提出資料

- ① 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ② 補助金額計算表(様式第2号)
- ③ 借入金額、利率、借入期間(日数)等、借り入れた資金の内容が確認できる書類(返済予定表、実行明細書等)
- ④ 振込先口座の通帳の写し(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の分かるもの)
- ⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

申請様式ダウンロード

申請様式は、市ホームページから以下のキーワードで検索し、制度詳細ページからダウンロードをお願いします。

新潟市 つなぎ資金



よくあるご質問

質問	回答
建物等とは何ですか。	住家、事業所、駐車場、外構等とそれに付随する設備のことを言います。
市外の事業者でも申請できますか。	新潟市内の建物等の復旧・再建工事のために資金を借り入れた場合は、申請いただけます。
市制度融資以外の借入でも対象となりますか。	市制度融資だけでなく、金融機関独自の融資も対象です。
受付開始前につなぎ資金を借り入れたのですが。	受付開始前に借り入れた資金も対象です。返済中、返済済みでも申請いただけます。
申請から補助金の支給までどのぐらいかかりますか。	概ね1か月を予定しています。ただし、提出書類に不備があると支給が遅れてしまいますので、ご提出前に再度ご確認をお願いします。
繰上償還を行った場合、返還は必要ですか。	支給の対象となる融資を繰上償還した場合は、補助金を返還していただく場合がありますので、商業振興課へご連絡ください。